

2013年12月19日

県知事

仁坂吉伸様

2014年度和歌山県予算編成にあたっての申し入れ

日本共産党県議団

団長 雑賀 光夫

松坂 英樹

奥村 規子

高田 由一

政府の経済対策では金融緩和や大型公共事業への財政出動が行われましたが、県民生活では景気の改善が実感できず、むしろ格差がさらに広がっています。4月からの消費税増税の実施は、特に中小零細企業の割合が多い和歌山県において、暮らしや地域経済を直撃することが強く懸念されます。県政が、県民生活や農林水産業、中小企業の営業を守り、県内雇用の創出と雇用の安定を図り、所得向上に向けた経済政策や福祉の増進に、地方自治体としての役割を発揮することが望まれます。

新年度の県予算と事業が、県民生活や雇用、県内産業、ゆきとどいた教育を支える役割を果たすものであることを期待するものです。

2014年度当初予算の編成にあたり、日本共産党県議団から以下の点を要望します。ぜひともご検討いただき、新年度予算に反映されるよう申し入れるものです。

一．県民のくらしと地域産業の発展に向けて

1) 県民のくらしを守るために

- 1、最低保障年金制度の確立を国に働きかけられたい。年金支給額の引き下げと支給開始年齢の引き上げを行なわないよう国に求めること。
- 2、最低賃金のさらなる引き上げを関係機関に働きかけられたい。
- 3、消費税の増税を中止するよう、国に要請されたい。
- 4、県地方税回収機構の滞納処分において小規模住居用資産の公売は行わないこと。滞納額に対して過大な差し押さえをしないこと。低所得の年金生活者などの滞納処分にあたっては生存権を侵害しないよう指導すること。地方税回収機構は早期に解散されたい。
- 5、地方税回収機構への県民の納付相談にあたっては、本人の同意をえた相談者の立ち合いは認めること。
- 6、県や市町村、地方税回収機構において預金口座の差押をするにあたっては、11月27日の広島高裁松江支部の判決の趣旨を踏まえて対応されたい。（鳥取県がおこなった児童手当の差押が違法とされた判決）
- 7、市町村に対して安易に回収機構に依頼せず、市町村において納付相談を十分行うよう指導すること。市町村が税、国保料などの滞納処分で生存権を侵害しないよう指導すること。
- 8、消費生活センターの市町村への設置をすすめ、相談員の配置を支援すること。相談員の処遇改善を進めること。
- 9、多重債務者救済に向けた行政相談窓口の充実と解決までのフォローをおこなうこと。ヤミ金融、詐欺行為の取り締まりの強化、県の多重債務対策協議会に関係支援団体、住民団体を参加させること。
- 10、破産者でも融資が受けられるように母子福祉資金などを改善されたい。
- 11、住宅確保、生活支援、就労、職業訓練などホームレスの人たちの総合的な相談支援体制を強化すること。
- 12、過疎地のガソリンスタンドの営業が継続できるよう支援されたい。

2) 雇用の安定的な確保と拡大に向けて

- 1、求職者の雇用保険受給期間後の生活支援策の確立を国に求めること。
- 2、労働者派遣法を、日雇い派遣・製造業での派遣禁止、登録型派遣を専門的業務に限定するなど、抜本改正するよう国に求めること。
- 3、売り上げや仕事の激減、倒産、失業のため生活困難になった人への生活資金貸付

制度の活用を、さらに利用しやすいものに改善すること。

- 4、大企業での人員整理、規模縮小計画について、県への事前通知と労働者の再就職あっせんや下請けへの仕事あっせんなど地域経済に影響を与えないようにする計画の提出を求めること。
- 5、就職希望の高校卒業生に対する就職支援相談員の拡充をすすめ、正規雇用した中小企業に県独自の助成金を支給する制度をつくること。また、緊急雇用制度での高卒未就職者のつなぎ雇用を新年度も継続すること。
- 6、「解雇規制法」の制定を国に求めるとともに、県でも一方的な解雇を規制する条例を制定し、違反業者には企業名の公表、県工事や物品納入の発注停止などをおこなうこと。
- 7、県の非正規職員の待遇改善をすすめること。
- 8、若年者の職業技術の習得推進に向け、県立産業技術専門学院の科目や定員を充実していくこと。
- 9、ジョブカフェの機能をさらにつよめて、就職を希望する若年者の就業までのフォローアップができるようにすること。
- 10、新卒者、既卒者を問わず雇用の確保に全力をあげるよう県内経済団体への働きかけを強められたい。

3) 中小商工業の発展のために

- 1、労働局と連携し、下請け単価、労賃や契約内容の一方的な切り下げの是正に努めること。
- 2、中小零細事業者の資金需要に応えられる融資制度を拡充すること。県融資制度の保証料減免や利子補給などを充実すること。
- 3、中小企業とりわけ小規模零細企業の実態調査を行うこと。中小零細事業所で働く女性の暮らしと健康の実態調査をおこなうこと。
- 4、家族従業者の労働に対する報酬を認め、所得税法第56条を廃止するよう、国に働きかけること。
- 5、住宅リフォーム助成制度を創設し、県内地元建設関連事業者の仕事づくりをすすめること。住宅の耐震化改修、太陽光発電設備の設置、紀州材の家づくりなどの助成制度の拡充をすすめること。県内でも始まっている住宅リフォーム助成制度の経済効果を調査・研究すること。
- 6、小規模な修繕工事や物品購入などを入札資格の登録要件を満たさない地元の零細業者にも発注できるように、「小規模事業者登録制度」を実施すること。
- 7、大型店の無秩序な出店・閉鎖を規制し、市町村や商店街への支援を強めること。商

店街の空き店舗対策を充実させること。

- 8、建設業者の倒産などにより損失を被る下請け、孫請けなど取引関係にある業者の相談窓口を開設し、未払い下請け代金、賃金などについて元請責任をはたせるよう強力な指導をおこなうこと。
- 9、官公需の発注は地元で調達できるものはすべて地元業者へ発注すること。
- 10、入札制度は、談合を防止し、適正な価格、品質の確保とともに、地元の建設業者の育成につながるものとするよう、見直しをはかること。
- 11、適正な労賃を確保するよう、公契約条例を制定すること。下請けで適正な賃金・単価の支払いがされるよう、調査し、指導・監督を強化すること。

4) 農林水産業の振興のために

- 1、食料自給率を引き上げ、農業経営を安定して続けられるように、米の平均生産費に対する米価の「不足払い」する価格保障制度と、直接支払いの所得補償制度を政府に求めること。野菜・果樹などの主な農産物も条件に合わせて価格保障・所得補償をつくるよう求めること。
- 2、米の生産調整政策の廃止は、米生産者への国の関与を全面的になくそうとするものである。一方的な直接支払交付金の廃止に、反対の意思を表明されたい。
- 3、県内農林水産業に多大な影響を与える T P P 参加について、国に対して反対の意思表示を明確にされたい。
- 4、中山間地域の直接支払いの改善、拡充を国に求められたい。
- 5、市町村がおこなう耕作放棄地対策事業に、県独自の支援制度を設けること。
- 6、県内各地の「地産地消」の取り組みを奨励、援助すること。食育推進に重要な役割を果たす学校給食の拡大と地元農産物の活用を大きく進めること。
- 7、県営土地改良事業の農家負担を大幅に軽減すること。基盤整備においては運搬用モノレールの更新、園内作業道、小規模な園地統合・整備など身近な事業をすすめること。
- 8、深刻な鳥獣被害に対応し、防護柵、捕獲檻、有害捕獲、調査研究などの予算を増額するとともに、狩猟免許の取得・維持に対する支援を行うこと。市町村との連携協力体制を強化するとともに、市町村をまたぐ広域的な調査・防護・捕獲の取組を推進されたい。
- 9、鳥インフルエンザの予防、アユの冷水病などについて、研究を進め対策を万全にすること。
- 10、公共施設の建設、改修や備品への県産材活用を目標をもって計画的にすすめること。市町村での県産材活用への援助を強めること。

- 11、農林水産業の後継者への希望がもてるような後継者対策を進めること。
- 12、搬出間伐など間伐材の有効活用をすすめるとともに、地域の実情に応じた間伐や森林整備をすすめ、雇用の拡大や放置林の解消をすすめること。
- 13、漁業の存続、食料自給率をひきあげるため、価格保障・所得補償で経費に見合う魚価の実現をはかるよう、国に求めること。
- 14、農業共済制度を加入しやすく実効あるものとなるよう国に求めること。

5) 特別会計及び外郭団体の会計について

- 1、加太菜園の賃貸料は鑑定価格を大幅に下回る低価格であり、計画の半減を受けて賃貸料の見直しをおこなうとともに、正規社員の雇用拡大を求めること。加太菜園の元第3期用地の早期利活用をすすめること。
- 2、県が所有する企業誘致用地の早期利活用をはかられたい。
- 3、県中小企業振興資金、特に高度化資金の未償還金について、償還対策に万全を尽くすこと。

二. 県民の生活を支える医療、福祉、社会保障施策の拡充を

1) 医療の充実、県民負担の軽減のために

- 1、低所得の高齢者の医療費負担を軽減する老人医療制度（67～69才）を継続させること。重度障害者児・ひとり親家庭への福祉医療制度の自己負担導入は行わないこと。重度心身障害者（児）医療助成については、65才以上で新たに重度障害となった人、身障手帳3級（外来）も対象とすること。自立支援の一つである精神医療を福祉医療費助成制度の対象とすること。
- 2、妊婦にかかる医療費への助成をおこなうこと。14回の無料妊婦健診を継続すること。
- 3、4月からの70才～74才の医療費2割負担への引き上げをやめるよう国に求めること。
- 4、各医療圏域での休日・夜間の初期・二次救急の医療体制の整備、小児救急体制の拡充、救急告示病院の拡充など、総合的な救急医療体制を整備充実すること。
- 5、年齢で区切り別勘定にするような後期高齢者医療制度を廃止し、元の老人保健制度に戻すよう国に求めること。資格証明書を発行しないよう働きかけ、後期高齢者も集団検診がうけられるよう改善すること。市町村が行う人間ドックの対象から75才以上をはずさないように働きかけること。
- 6、特定健診は医療保険者まかせにせず、各種がん検診も含め自己負担の無料化など受診しやすい環境づくりをすすめること。子宮がん検診の保健所実施を復活すること。

健診受診率を引き上げ、疾病の早期発見、早期治療をすすめること。

- 7、子ども救急相談ダイヤルを毎日早朝まで実施すること。
- 8、看護師不足の対策として、民間の看護学校開設にむけて充分支援すること。県立なぎ看護学校において進学コースを設置されたい。
- 9、看護師養成の修学資金制度の拡充や再就業を支援する体制の充実をはかること。公立・公的病院への院内保育所の設置、運営に県が補助する制度をつくること。
- 10、救命救急センターの看護師確保をおこなうこと。潜在看護師の研修回数を増やすこと。
- 11、内科をはじめ、産科、小児科などの医師確保対策を強めるとともに、国へも要望すること。特に有田市立病院などの公的医療体制の確保を早急に実現すること。
- 12、乳幼児医療費助成制度は入院・通院とも中学校卒業までとし、所得制限をなくすること。
- 13、難病医療助成制度の県独自の助成を拡充すること。国に対しては、医療費の自己負担限度額を引き上げないように求めること。小児慢性疾患の医療費助成を成人後も受けられるようにすること。
- 14、在宅酸素療養患者の医療費の助成対象を広げること。
- 15、インフルエンザ（新型含む）予防接種に対し、県としても、高齢者、小児、妊婦、基礎疾患患者への助成を行うこと。特に福祉医療対象者、妊婦は無料にすること。
- 16、肝炎治療では、国のインターフェロン治療費助成制度の対象を拡大し、すべての肝炎患者が受けられるようにすること。治療のための休業補償や生活支援をおこなうこと。また、特別措置法による救済措置を周知すること。
- 17、療養病床削減計画を見直し、必要な病床を確保すること。医療費の定額負担導入と高齢者負担増をしないよう国に求めること。

2) 介護・高齢者福祉、保健施策の拡充を

- 1、要支援者に対する介護予防給付を継続すること。介護施設への入所は重度者に限定しなうよう求めること。
- 2、県単独の低所得者の介護保険料・利用料の減免制度をつくること。市町村が実施している減免制度に支援すること。
- 3、介護職員の処遇を改善し、増員すること。介護報酬とは別枠の国庫負担をもうけるよう国に求めること。また県として独自の助成を検討すること。
- 4、介護認定制度をやめ、必要なサービスが保険給付となるよう、国に求めること。
- 5、予防介護の導入によって、福祉用具の引き上げ、送迎サービスの中止、介護タクシ

一の利用中止、ホームヘルプサービスの利用回数減など、生活支援サービスが制限されている。要支援であっても必要とする介護が受けられるように、県独自に対策をとること。

- 6、介護施設入所者のホテルコストや食費の低所得者の負担軽減をはかること。低所得者が個室型特養に入所できるように負担を減らすこと。
- 7、特別養護老人ホームの待機者（2,701人<25年3月末>）解消のため特別養護老人ホームの建設など、介護のための基盤整備を国、県の責任で充実すること。介護型療養病床は廃止しないよう国に求めること。
- 8、介護入所施設で入所者が医療機関に入院した場合、退院後施設に戻れるようベッドを確保するための財政支援を行うこと。また国へ要請すること。
- 9、介護保険の保険料滞納により、サービスをうけられないなどのペナルティを実施しないこと。
- 10、介護タクシーに本人以外（家族・ヘルパー等）は乗車できないといった矛盾をなくすよう国に求めること。
- 11、高齢者が居宅で生活しつづけられように設けられた高齢者居宅改修補助制度を拡充し、バリアフリー化をはじめ利活用の促進をはかられたい。
- 12、紙おむつ利用者への助成制度をつくること。
- 13、保健所の職員を増やして、健康を守る機能を充実させ、乳幼児から高齢者まで保健予防活動を充実させること。精神相談員の増員、薬害対策の強化に努めること。
- 14、地域の実情に応じた買い物難民対策に取り組むこと。
- 15、改正介護保険法及び介護報酬の見直しを国に求めること。生活援助の時間削減をやめること。
- 16、介護職員の痰吸引など医療行為の法制化にともない県の研修体制を拡充すること。

3) 国民健康保険制度の充実のために

- 1、国民健康保険の医療費に対する国庫負担率を元の45%に戻すよう求めること。自治体を実施する福祉医療に関わるペナルティをやめるよう要請すること。
- 2、市町村国保への県支出金の対象に、乳幼児医療及びひとり親家庭医療の国からのペナルティ削減分を含め、県支出金を拡充すること。
- 3、国保料（税）引き下げや減免制度の拡充をはかるため、市町村独自の助成制度に対する県の財政支援をおこなうこと。
- 4、国保加入者には必ず被保険者証を届けるよう市町村へ要請し、資格証明書の発行は悪質滞納者に限定するよう徹底すること。政令にもとづく医療の受給者、福祉医療の受給者、高校生以下の子ども、特別の事情のある世帯に対しては保険証を交付す

るよう、指導すること。

- 5、傷病手当・出産手当制度に対する国庫支出金の拠出を国に求めること。
- 6、国保法44条にもとづいて市町村が低所得者の窓口負担軽減を実施するよう指導すること。
- 7、国民健康保険の広域化方針については、一方的にすすめないようにされたい。

4) 障害者・児の安心のために

- 1、障害者差別解消法を実効あるものにするために、具体化する県条例をつくられたい。
- 2、障害者総合福祉法の「骨格に関する提言」にもとづいた新法の制定を求めること。
また負担軽減のため、応益負担撤廃、低所得者の全額公費負担化を国に求めるとともに、県独自の利用料助成、特に障害児保育の給食費については保育所なみになるよう助成すること。
- 3、障害者・児サービス体制の地域でのグループホームなどの基盤整備をすすめ、どこに住んでいても安心して利用できるよう支援すること。市町村の相談員増員のための支援をされたい。
- 4、障害児学校卒業後の就労対策など障害者の働く場の保障、賃金など労働条件の改善をはかるとともに、就労にかたよらず、重度の障害者の通所施設を保障すること。
- 5、自治体での障害者の雇用を増やすこと。遅れている知的障害者の雇用を増やすこと。
作業所など授産施設の製品を公共団体で利用するなどの支援を拡充すること。県内企業の障害者の雇用を促進すること。
- 6、待機児が出ている障害児通園施設の増園、増設を進めること。保育所の両方に子どもを通わせている世帯への負担軽減をおこなうこと。
- 7、障害児の放課後を保障する学童保育やデイサービスなどのとりくみを支援すること。
- 8、手話通訳者を養成し、市町村の手話通訳派遣にあたっては対象を拡大し、県としても援助すること。
- 9、市町村が実施する移動支援事業は介護給付にすること。また、国の財政保障をおこなうよう国に求められたい。
- 10、精神障害者のバス運賃割引を拡大するよう関係機関に働きかけること。
- 11、障害者支援施設等の新改築、備品購入などに対して十分な補助をすること。

5) 子育て支援の充実をはかる

- 1、学童保育については国のガイドラインで示された規模、施設・設備を守るとともに

に、県としても指導員数などの基準をつくり、放課後や学校休業中の安全で安心な生活を保障する場となるよう、整備、支援すること。増設を進めるとともに、大規模学童保育を解消するよう、県が支援すること。指導員の劣悪な勤務条件や待遇を改善すること。学童保育所への県単独補助制度を拡充すること。

- 2、長時間保育や産休明け保育、病時保育の充実をすすめ、県独自助成を拡充すること。
- 3、市町村での保育所の民間化を進めず、公的保育を充実するよう、指導すること。
- 4、児童虐待などの被害児童や家庭に対する総合的支援、相談体制を確立し、相談場所を増やすこと。
- 5、児童相談所への専門家の配置・充実をはかること。
- 6、児童福祉司の配置基準を見直すよう国へ要望すること。
- 7、児童扶養手当の支給開始から5年後の支給額削減が実質凍結された（「就業意欲がみられない者」に限るという不明確な基準が適用された）が、撤回し、法改悪をもとに戻すよう、国に求めること。
- 8、母子家庭の母の技術習得など就業支援を抜本的に強化すること。
- 9、産前産後や育児に不安をもつ女性への相談体制を充実すること。
- 10、ひとり親家庭の福祉医療制度への自己負担導入は止めること。

6) 生存権を保障する生活保護行政のために

- 1、生活保護費引き下げの影響調査を行うこと。
- 2、生活保護申請にあたっては口頭での申請も認め、書類が整わなくても申請した時点を保護開始時とするよう市町村を指導すること。扶養義務を保護の要件にしないこと。
- 3、生活保護の申請権を保障すること。生活保護制度について広報し、申請書を市町村役場などの窓口で常備すること。
- 4、保護申請から保護費支給までの生活資金を支給されたい。
- 5、生活保護の高齢者加算の復活、夏季加算の新設を国に求めるとともに、県独自に支援すること。
- 6、通院移送費は実情に応じて支給するよう、改善をはかること。
- 7、級地の引き上げを国に要望されたい。
- 8、有資格ケースワーカーの人員配置を充実させ、保護行政の推進にあたられたい。福祉事務所の有資格者配置についても援助を強められたい。

7) 住居の確保と居住環境の向上のために

1、県営住宅の充実を

- ①県営住宅の戸数を増やすこと。建て替え計画のある県営住宅でも競争率の高いところは、修繕・空き家対策をして、入居募集すること。
 - ②障がい者、母子家庭むけなどの戸数を拡大するとともに、必要性の高い人を優先できるようにすること。
 - ③家賃の減免制度を充実させること。入居者が減ってきた県営住宅の共益費補助を行うこと。合併浄化槽の検査、清掃は特定の業者を押し付けないようにされたい。
- ### 2、住宅に困窮している人が緊急入居できるような、県営住宅の枠をつくること。
- ### 3、同和公営住宅については、空き家ができれば一般公募するよう市町村を指導すること。
- ### 4、低所得者や青年世帯に民間住宅家賃への補助をおこない、公営住宅基準の家賃となるようにすること。
- ### 5、民間住宅の耐震化のための改修工事費助成を拡充し、耐震化率を抜本的に引上げること。常時、寝室としている部屋の耐震化をすすめること。
- ### 6、雇用促進住宅の廃止・譲渡問題については、撤回を求めるとともに、入居者の居住の安定を第一とし、自治体での譲り受けを優先させるべきであり、国にその条件整備を求めていること。
- ### 7、過疎地域の人口減に歯止めをかけるためにも、空き家対策として、県や市町村が仲介して賃貸する制度や、改修して賃貸する場合の補助制度などをつくられたい。

三．快適で安全な交通通信、県土づくり、防災対策に向けて

- 1、道路・橋・トンネルなど公共インフラや公共施設の維持管理を重視し、コスト縮減を押し付けることなく、長寿命化・安全対策に万全を期すこと。
- 2、災害時の避難施設の耐震化計画をつくること。避難所にテレビなど情報機器を整備すること。住宅の耐震診断と改修改築工事、家具・備品類の固定への助成を拡充すること。民間の医療・福祉施設の耐震改修工事への助成を拡充すること。
- 3、震災後の陸の孤立集落化に備えた食料や情報の確保対策など、あらゆる事態を想定して計画的にすすめること。全世代に対応できる衛生用品、生活必需品の備蓄をおこなうこと。
- 4、老朽化した堤防の改修を促進すること。海岸線の低地や河川堤防のかさ上げを早急に実施すること。有効な津波防災堤防の早期完成をめざし、国にはたらきかけること。
- 5、県南部の沿岸での地震津波に対する避難所の見直しを進めるとともに、「避難タワ

一」の新設、高さの再検討など強化を急ぐこと。市や町の取り組みを助成すること。津波避難ビル・暫定避難ビルの指定を進めること。

- 6、福祉避難所の整備等、障害者や高齢者などの避難対策について、市町村への指導及び支援をおこなうこと。
- 7、震災対策、避難路確保の観点から、危険建築物撤去をすすめること。
- 8、鉄道、バスなどの公共交通機関の充実と乗降のバリアフリー化を促進すること。市街地でも、バス路線の存続に向けて努力されたい。
- 9、プレジャーボートの係留場所の整備と放置艇の規制をすすめること。あらたな係留地については、津波防災の観点から住宅密集地をさけ、堤防を補強するなど、万全を期すこと。
- 10、熊野川の治水対策、汚濁問題の解決に尽力されたい。
- 11、県営ダムの運用においては、発電よりも洪水対策を優先させるとともに、環境負荷の低減となるよう、運用規則の改善をすすめられたい。操作改善の検討にあたっては、予算化して取り組むこと。
- 12、土砂災害防止のための施策を一段と充実させること。
- 13、紀淡連絡道路などむだな道路建設をやめ、生活道路の整備を優先し、必要以上に高規格の道路建設をしないこと。
- 14、すべての通学路の安全を点検し、交通量の多い道路にはすべて歩道をつけること。道路パトロールを充実し、危険箇所の改修を進めること。
- 15、市町村が事業主体となる道の駅への支援を強めること。
- 16、民間施設のバリアフリー化を促進するための融資制度を創設すること。
- 17、インターネットや携帯電話などの県内の情報格差を解消されたい。
- 18、県消防学校の建て替えに際しては、潜水土士の資格取得など訓練の中身を充実されたい。
- 19、点検によって危険・改修の必要ありと診断されたため池の改修、耐震化を急ぐこと。さらに調査・点検を広げること。
- 20、災害発生時などでの県職員の泊まり込みに必要な条件整備を行なうこと。
- 21、J Rなど交通機関の地震・津波避難対策を、交通機関と連携して行なうこと。
- 22、防災無線の戸別受信機や防災ラジオの設置を進めるよう、市町村へのいっそうの支援を行なうこと。
- 23、災害からの復興支援のための見舞金制度を大幅に引き上げること。また、生活や経営を支援できるレベルの基金制度を行政が使いやすい形で新設すること。

- 24、台風 1 2 号被災を反映し、県管理河川整備計画を再点検し見直すこと。道路と比較して少なくなっている河川整備の予算を増額し、必要とされる河川の早期改修や排水ポンプの整備をすすめること。
- 25、地域の防災計画のなかに、訪問看護ステーションも医療機関として位置づけること。また、災害発生時には自治体と連携をとって看護活動ができるようにすること。
- 26、洪水ハザードマップについては、計画高水を想定したものだけでなく、超過洪水時にも対応できるものにするよう、市町村と連携されたい。
- 27、県内数カ所に、大規模災害時の拠点をあらかじめ整備されたい。

四．環境問題への真剣なとりくみを

1) 地球温暖化防止対策、大気汚染への対策

- 1、実効ある地球温暖化対策をすすめるために、大口排出の特定企業の排出量を公表させ、総排出量の削減目標・削減計画を定めた協定を結ぶようとりくむこと。
- 2、火力発電所については、脱硫装置の設置や脱硝装置・集じん装置の効率向上など設備改善を求めること。
- 3、和歌山共同火力の新 1 号機建設については、周辺環境を悪化させないよう事業者を指導すること。また 2 号機・3 号機については脱硝装置を設置するよう求めること。
- 4、大気中の放射線量、PM2.5 の測定地点を県内全域に広げること。

2) 産業廃棄物および一般廃棄物処理について

- 1、水環境を守るために、「水環境保全条例」を制定すること。そのなかでは、海や川などの水質目標を設定し、行政や事業者、住民が参加した「水環境保全総合計画」を策定すること。
- 2、製造者責任を明確にした容器包装リサイクル法の抜本改正を国に要求するとともに、製造・利用業者負担による回収・再利用を義務づけるデポジット条例を制定すること。リサイクル率向上に向け、市町村と連携すること。
- 3、紀南地域の最終処分場計画は住民合意に基づいて進めること。
- 4、産業廃棄物最終処分場の許可にあたっては、基準の適応だけでなく、周辺環境への影響、水源保全、地元意見、住民同意を重視すること。また適正処理が保障されるよう事業者の資質を厳しく審査すること。
- 5、許可を取り消した最終処分場の周辺への環境影響について、ひきつづきモニタリングをおこなうこと。

3) 原発からの撤退を求め、自然エネルギー普及を大規模に拡大するために

- 1、原発ゼロをめざす立場に立ち、再稼働に反対すること。
- 2、関西電力の電力供給計画は情報開示するよう要請すること。
- 3、バイオマス、小水力、太陽光など自然エネルギーの開発・普及を促進すること。
- 4、風力発電の風車による低周波など人体への影響調査と対策を講じ、被害については業者とともに救済対策を行うこと。新たな発電計画については、暫定的な規制を行うこと。(例えば、2000kw の風力発電計画の場合、人家から 2km 離れていることを建設の条件にするなど)

五. どの子にもゆきとどいた教育を

- 1、すべての子どもにゆきとどいた教育ができるよう、小・中学校の30人以下学級を早期に実現すること。
- 2、教員採用試験合格者を増やし、定数内講師を解消すること。また産休、育休補充、無免許解消のための定数についても、正規採用教員をあてること。
- 3、小中学校の統合については、住民の意思を尊重し、一方的に実施しないこと。
- 4、過大規模校の解消にとりくむよう市町村を指導すること。
- 5、部活動を理由にした中学校通学区弾力化をおこなわないこと。小規模校でも子どもたちのスポーツ要求にこたえられるよう地域でのスポーツ施策をおこなうこと。
- 6、県立高校の学区制を全県1区から元にもどすこと。
- 7、県立高校再編計画を見直して、地域の要望があれば、学校統合の対象としないこと。統合の場合は実情(分離校舎)などに応じて教員定数などの条件整備を行なうこと。
- 8、高校教育は無償とすること。給付制奨学金制度をつくること。奨学金制度の周知徹底をはかること。
- 9、定時制・通信制高校の教科書・学習書・補食給食への補助をカットせず、制度を復活すること。
- 10、中学校卒業生が公立高校に進学できるよう募集定員を確保すること。
- 11、教育を複線化する中高一貫校をこれ以上増やさないこと。
- 12、いじめ、不登校、ひきこもり、発達障害対策を強め、学校では担当の教員を配置するとともに、自主的な取り組みを支援すること。保護者からの教育相談に責任をもって対応できる体制をつくること。
- 13、特別支援学校のマンモス化解消をはかること。南紀・はまゆう特別支援学校の統

合については、学校現場や保護者の意見をよく聞くこと。高等部卒業後の専攻科を設置すること。盲ろう教育の紀南地方での拠点を設置すること。

- 14、多学年にまたがる支援学級を分割できるようにすること。
- 15、アトピー性皮膚炎などアレルギー性疾患を「学校病」と指定するよう、政府に求めること。
- 16、食物アレルギーやアナフィラキシーへの対応について必要な条件整備を行うこと。
- 17、道路建設に伴う盲学校の教育環境破壊をしないこと。
- 18、すべての小中学校で学校給食を実施すること。自校給食を維持・拡大する立場で、民営化・外注化をしないこと。偽装請負問題を生む民間委託は直営に戻すこと。
- 19、全国最低配置である栄養教諭、栄養士、調理員の増員をはかること。
- 20、「同和教育基本指針」はただちに廃止すること。
- 21、旧「同和単一校」を解消するよう指導すること。
- 22、高校入試で旧同和地区出身者を特別扱いする「副申書」を廃止すること。
- 23、地域子ども会活動支援事業補助金を見直し、旧同和地区の子ども会の特別扱いをやめること。
- 24、県学力診断テストは中止すること。
- 25、「日の丸」「君が代」を子どもと教職員に押しつけないこと。
- 26、小中学校の空調設備を促進するための支援をおこなうこと。高校の特別教室への空調設備を整備すること。
- 27、県立図書館の蔵書充実をはかること。
- 28、すべての学校図書室に専門の司書を配置し、機能を拡充すること。
- 29、県立体育館・補助体育館など、老朽化したスポーツ施設を整備すること。田辺市に移管する南紀スポーツセンターの運営にあたっては、応分の負担をすること。
- 30、国体に向けた施設整備にあたっては、豪華で華美なものではなく、長く県民が利用でき、スポーツ振興に資する施設整備とすること。
- 31、サッカーくじの廃止を国に求めること。スポーツ予算はサッカーくじに頼らず、国と自治体で確保すること。
- 32、安全・安心の学校給食のため、放射能の長期モニタリングを実施すること。

六. 男女平等の社会づくりを

- 1、国連女性差別撤廃条約やILO条約の具体化・実現を積極的にすすめること。
- 2、結婚・妊娠・出産への不利益取り扱いをやめさせ、解雇・退職勧奨の根絶に取り組むこと。
- 3、DV法施行後、相談が急増している女性センターの体制を強化、一時保護施設を拡充すること。

七．憲法をまもり平和と地方自治・住民自治の発展めざして

- 1、政治倫理条例を制定し、公共事業受注企業から知事への献金は、役員を含めて禁止すること。知事およびその家族の資産、収入の公開などを義務づけること。
- 2、米艦船の県内入港については、非核証明書提出を条件とすること。平和行政を積極的にすすめること。
- 3、美浜町煙樹ヶ浜を自衛隊の水際地雷訓練場にしないこと。
- 4、自衛隊の行軍訓練をやめさせること。
- 5、住基ネットは個人のプライバシーを守るための保護措置が不備であるという大阪高裁の判決がでており、住民が選択できるようにすること。
- 6、政府がすすめる地方自治とは無縁の道州制に反対すること。
- 7、拡声器を利用したの道路上での宣伝についての道路交通法による規制は、政治宣伝の自由を保障する立場で、最小限度のものとするようにされたい。
- 8、県工事の市町村負担金を廃止すること。国直轄工事の県負担金については廃止を国に求めること。
- 9、削減してきた地方交付税を元に戻し、調整機能、財源機能を強化するよう求めること。
- 10、「和歌山の部落史」への補助金支出をやめること。
- 11、障害者、高齢者の選挙権を保障するため、郵便投票の対象を広げるよう、国に求めるとともに、投票所増設、車イスでの記載台設置を進めること。
- 12、知事退職金を大幅に削減すること。
- 13、関西広域連合でとりくむ事業については、県民の声をよく聞いて取り組むようにされたい。

2014年度予算について知事と意見交換したい事項

2013年12月19日

日本共産党県議団

1. 巨大地震や津波に備え、社会福祉施設などの高台移転を支援する制度を創設されたい。河川の洪水ハザードマップを超過洪水にも対応できるものにされたい。
2. 不要不急の紀淡連絡道建設よりも県内生活道路の整備・維持修繕をすすめるとともに、災害対策では命を守ることに直結する施策をすすめられたい。
3. 原発は廃棄物処理技術も安全性も確立されていないことから、原発ゼロをめざす立場で、再稼働には反対されたい。バイオマス・小水力などの自然エネルギーの普及開発をすすめ、住宅用太陽光発電補助は抽選とせず、必要な予算を確保されたい。
4. 消費税が2014年4月に8%、2015年10月に10%に増税されようとしているが、県民生活と県経済への重大な打撃となることから、国に対して増税中止を求められたい。
5. TPP交渉の経過、内容を踏まえ、TPP交渉からただちに撤退するよう国に求められたい。
6. ブラック企業の規制、雇用の安定的な確保と拡大をすすめられたい。介護職員の処遇改善をすすめるため、県として独自の補助制度をつくられたい。
7. 「住宅リフォーム助成制度」については、県内ではじまった制度を研究し、県でも実施されたい。
8. 教職員定数を改善し、教員の長時間労働を少しでも緩和されたい。「定数内講師」は解消されたい。
9. 県立体育館や補助体育館など老朽化したスポーツ施設の改修をすすめられたい。
10. 精神障害者のバス運賃割引を拡大するよう関係機関に働きかけられたい。廃止が検討されている路線バスについては、県民生活に影響がでないよう市町村とともに対策を検討されたい。

以上